

さいたま市水道局企業管理規程第13号

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月1日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員就業規程（平成１３年さいたま市水道部企業管理規程第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（特別休暇） 第１８条　〔略〕 ２　前項に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 （１）　〔略〕 （２）　裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合　その都度必要と認める期間 （３）～（４）　〔略〕 ３　特別休暇は、管理者の定めるところにより、必要に応じて１日、１時間又は１分を単位として取り扱うものとする。ただし、管理者が１時間を単位として定めた特別休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該端数を含む残日数の<u>全て</u>を使用することができる。 ４　〔略〕	（特別休暇） 第１８条　〔略〕 ２　前項に規定する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 （１）　〔略〕 （２）　裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人等</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合　その都度必要と認める期間 （３）～（４）　〔略〕 ３　特別休暇は、管理者の定めるところにより、必要に応じて１日、１時間又は１分を単位として取り扱うものとする。ただし、管理者が１時間を単位として定めた特別休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該端数を含む残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。 ４　〔略〕

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。